

E i w a N e w s

代表取締役等住所非表示措置について

令和7年3月
(No.236)

令和6年10月1日より、株式会社の登記事項である代表取締役等の代表者の住所の一部を非表示にすることができるようになりました。

これを代表取締役等住所非表示措置（以下、本件措置）といいます。

今回はその内容をご案内いたします。

1 本件措置のメリット

これまで会社の代表者の住所の全てを登記することが義務付けられていました。そのため、誰もが見ることができる登記記録で、登記事項である代表者の住所を確認できます。

しかし、商業登記規則の改正により本件措置の制度が創設され、住所の一部のみを表示することが選択できるようになりました。

本件措置により、代表者のプライバシーを保護することができます。

2 本件措置の注意点

(1) 非表示にできる範囲

非表示にできる範囲は最小行政区画以外であり、市区町村までは従来通り表示されます。

(2) 非表示とした場合に想定される不利益

登記事項証明書によって代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるにあたって不都合が生じる、不動産取引等の際に手続きが煩雑になる、などの可能性があります。

(3) 措置を申し出るタイミング

本件措置は、会社設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表者の住所を登記するタイミングでのみ、申出をすることが可能となっています。

3 本件措置の申出の必要書類

(1) 上場会社以外の場合

- ① 株式会社が受取人として記載された書面が、その本店の所在場所に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する以下の書面等
 - ・株式会社が受取人として記載された配達証明書
 - ・登記の申請を受任した司法書士等において株式会社の本店所在場所における実在性を確認した書面

② 代表者の氏名及び住所が記載されている市区町村長等による以下の証明書

- ・住民票の写し
- ・戸籍の附票の写し
- ・印鑑証明書 など

③ 株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面

- ・登記申請を受任した司法書士等が犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき確認を行った実質的支配者の本人特定事項に関する記録の写し
- ・実質的支配者の本人特定事項についての供述を記載した書面であって、公証人法の規定に基づく認証を受けたもの

(2) 上場会社である場合

金融商品取引所のホームページの写しなど株式会社の株式が上場されていることを認めるに足る書類

4 本件措置の終了事由

(1) 本件措置を希望しない旨の申出があった場合

本件措置を希望しない旨の申出については、登記申請と同時である必要はなく、その旨の申出書を提出することにより、いつでも行うことができます。

(2) 下記に該当する場合

- ① 株式会社の本店所在場所における実在性が認められない場合
- ② 上場会社でなくなったと認められる場合 など

住所を登記記録に載せることを望まない株式会社の代表者にとりまして、本件措置は有効な制度です。

活用をご検討ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしく願い申し上げます。